

公益社団法人 石川県植物防疫協会役員の報酬等支給規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人石川県植物防疫協会の定款第18条に基づき、役員である理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。

2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の額の算定及び支給方法)

第3条 この法人は、理事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 代表理事の報酬等は、月額5万円の範囲内において理事会で決定する額を、四半期毎に、本人の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

3 非常勤理事及び事務局職員が兼務する理事の報酬等は、総会において定める理事の報酬等総額から代表理事の報酬等の額を差し引いた額の範囲内において支給するものとし、理事各人への報酬等の額は、理事会への出勤状況等を考慮して理事会において決定し、その額を年度末までに本人の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

4 監事の報酬等は、総会において定める監事の報酬等総額の範囲内において支給するものとし、監事各人への報酬等の額は、理事会等への出勤状況を考慮した監事の協議によって定め、その額を年度末までに本人の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

5 理事及び監事には、賞与及び退任慰労金は支給しない。

(公表)

第4条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規定の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第 6 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会において協議し、決定するものとする。

附則 この規定は、公益社団法人石川県植物防疫協会の設立の登記の日から施行する。

制定 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 7 月 15 日